

### 様式 3

#### 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設に対する指導監査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		社会福祉法、老人福祉法、児童福祉法
条 項		社会福祉法第56条第1項、第70条、第144条 老人福祉法第18条第2項、児童福祉法第46条第1項
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市社会福祉法人、社会福祉施設及び児童福祉施設指導監査実施要綱」及び各関係法令に基づき、市長が所管する社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設に対して指導監査を行う。
備 考		